

平成21年 第4回 能登町議会臨時会 会 期 日 程 表

平成21年11月

会 期	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	27日	金	午後3時00分	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午後３時００分）

開会・開議

議長（山崎元英）

ただいまから、平成２１年第４回能登町議会臨時会を開会します。ただいまの出席議員数は１９人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（山崎元英）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、５番向峠茂人君、６番奥成壮三郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（山崎元英）

日程第２「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（山崎元英）

日程第３「諸般の報告」を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承を願います。

また、能登町議会申し合わせ事項第54項の規定により、副町長田下一幸君と教育長中口憲治君に新任の挨拶を求めます。

まず、副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

去る9月定例会で私、副町長ということで皆さんの同意をいただきまして、約2ヶ月近くが経とうとしております。浅学非才な身であります。本当に毎日身の引き締まる思いの中で務めさせております。この度、町長の補佐役として本当に一心に精進努力いたしたいと思っております。

能登町におきましても、やっと財政に一筋の光が見えてきた段階で、政権交代という歴史始まって以来の政局の変化で、今しきりに本庁のほうでは仕分け作業等、いろんな情報が毎日入ってくる中で、我が町にとって我が町民にとって、いかなる有利なものにして、町づくりに邁進していくかということが私にも与えられた使命ではないかと思っております。

そうした中で皆様のご指導と、町民の皆様の皆様のご指導ご鞭撻を願い、一生懸命務めさせていきたいと考えているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎元英）

次に、教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

先の定例会では教育委員としてご同意いただき、また、10月1日の教育委員会では、教育長に互選していただきまして誠にありがとうございます。

今日の学校を取り巻く環境は教育基本法の改正、更に関連法令の改正など、大変な勢いで変化をしております。今後こうした教育改革はますます加速していくことが予想されるところであります。そのような状況の中、能登町の子供たちがますます生き生きと輝くような学校、家庭、地域の方々が緊密に協力しあうことが大切であると思います。

微力ではございますが、本町の教育発展のため、全力を尽くす所存でございます。皆様方のご指導ご支援を賜りますよう、就任の挨拶とします。本日はありがとうございます。

議長（山崎元英）

これで、諸般の報告を終わります。

議案第 7 6 号～議案第 7 8 号

議長（山崎元英）

日程第 4 議案第 7 6 号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第 6 議案第 7 8 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までの、3 件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日、ここに平成 2 1 年第 4 回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の折にもかかわらずご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

本日、ご提案いたしました議案 3 件につきましては、本年 8 月 1 1 日付けの人事院勧告及び 1 0 月 1 4 日付けの石川県人事委員会の勧告を受けて、一般職及び特別職の給与条例の一部を改正するものであります。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした国内景気の急速な悪化は、キリンビール北陸工場の閉鎖が発表されるなど、県内企業にも大きな影響を与えています。特に本年の民間企業における夏季一時金については、前年より大きく減少することがうかがわれたことなどから暫定的な措置として、本年 6 月に支給される期末・勤勉手当の支給月数から 0. 2 0 月分の凍結が本年 5 月 1 日に勧告され、本町におきましても、その勧告どおりに給与条例の一部改正を 5 月 2 9 日の臨時議会で議決をいただきました。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与に準拠することが適当とされておりますが、国家公務員の給与法の改正については、本年 1 0 月 2 7 日に閣議決定され、第 1 7 3 回国会に提出されています。給与条例の改正は、その性質上専決処分によることなく、議会の慎重な審議を経た議決が必要なことに加えて次期の期末・勤勉手当の支給基準日が 1 2 月 1 日であることから、これに間に合わせるため急きょ本日の臨時議会を開催していただいたものであります。

はじめに、議案第 7 8 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

本年の人事院勧告は、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、公務と民間の給与比較において、月例給及び特別給のいずれも公務

が民間を上回っていたことから、月例給については0.2%の引き下げ改定を行うものですが、初任給など若年層の給与は引下げを行わないことにより、給与の伸びを全体的に緩やかにする給与カーブのフラット化が図られています。

また、賞与については、現行の年間支給月数4.50月分から0.35月分を引き下げ、4.15月分とするものであります。なお、本年度については6月期における期末・勤勉手当の特例措置により凍結した0.2月を0.35月から減じ、0.15月分を12月期の期末・勤勉手当から差し引くものであります。これらにより、職員の年間給与は課長級で18万8千円の引き下げという厳しい内容となっています。

なお、公務と民間の給与は4月の時点で比較し均衡を図ることとしていることから、給与の引き下げにともなう調整については附則で本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分を本年12月期の期末手当で調整する旨、規定しております。

また、労働基準法の一部を改正する法律が平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されることを踏まえ、特に長い時間外勤務を強力に抑制し、また、こうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、第4条により職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、時間外勤務手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない代替休を指定することができる制度を新設するものであります。

次に、議案第76号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第77号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。特別職につきましても、給与条例の一部改正と同様に人事院勧告にしたがい期末手当を現行の年間支給月数3.30月分から0.20月分を引き下げ、3.10月分とするものであります。

また、特別職の給料月額については、マイナス0.3%という勧告でありましたが、民間の雇用問題も含めて大変厳しい経済情勢が続いていることから、平成25年3月31日までの間、給料月額を町長3万円、副町長2万円、教育長1万円をそれぞれ引き下げる改正であります。これは、本町の行財政を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、勧告以上に引き下げることにしたものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、重ねて慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げまして、提案理由の

説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(委員会付託の件)

議長（山崎元英）

以上で、提案理由の説明が終わりました。お諮りします。議案第76号から議案第78号までの3件については、委員会付託を省略し、全体審議といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から議案第51号までの3件については、委員会付託を省略し、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長（山崎元英）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

今のこのボーナス等の引き下げについてでございますが、もういっぺん詳しく担当課長からの説明を願いたいと思います。分かりやすくお願いします。

議長（山崎元英）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただ今の多田議員の質問について説明をさせていただきます。

議案第78号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてになろうかと思えます。これにつきましては、数的に申し上げますと、職員については期末手当、勤勉手当、2種類の手当がございます。これが俗に言いますボーナスかなと思えます。

これが期末手当につきましては、6月期に支給する手当が0.15ヶ月分、12月に支給する分が0.10ヶ月分、合わせまして0.25ヶ月分です。勤勉手当につきましては、6月期に支給する手当が0.05マイナスになります

し、１２月期に支給するものも０．０５ヶ月分、合わせまして０．１０ヶ月分マイナスとなります。期末、勤勉トータルしますと、０．３５ヶ月分のマイナスということで、人事院の勧告が出されております。

その０．３５ヶ月分のものを６月期において暫定的に０．２０ヶ月分減額しております。それでこの度１２月の支給につきましては、０．１５ヶ月分の減額をする内容でございますので、よろしくお願いします。

議長（山崎元英）

１７番 多田喜一郎君。

１７番（多田喜一郎）

それではですね、改めて聞かせていただきたいんですが、まずこの非常に厳しい能登町の状況の中で、人事院勧告ということでございますが、人事院勧告はやはり５０名以上の職員の企業のトータルの結果が出てるのではないかなと思っております。能登町において５０人以上の企業というものが、いくつあるのか。まずそれをひとつお願いしたい。

それから能登町の現状として、今、能登町の企業がどれくらいの賞与を出しているのかということも分かりましたら答えていただきたいと思います。

議長（山崎元英）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただ今のご質問につきましては、詳細な調査データは持ち合わせてはおりませんが、５０人以上を雇用している企業ということになれば、多分一桁の数かなと思っております。

また、民間のボーナスの支給状況等については、独自の調査をしております。そういった点、今後何らかの方法で調査が出来る手法を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（山崎元英）

１７番 多田喜一郎君。

１７番（多田喜一郎）

今、答弁をいただきました。５０人以上の企業が、一桁台、能登町で。それから賞与の独自の調査はしていないということでございます。やはり私は、全

部で0.35ヶ月分、賞与を引くということなのですが、地域の経済の実態ではもっと厳しい賞与の数字が出ているのではないかなと思っておるわけでございます。やはり厳しいときには、全体で厳しくなり、また、町民の納得いくようなカットも私は大事なのではないかなと思っております。人事院勧告だからこれくらい。人事院の数字だからこれくらいというんじゃないくて、やはり実体経済をも調べて、その数字を把握した上で能登町はかくあるべきという数字を出していただきたいと思います。

それについて町長、どう思いますかね。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど総務課長からも説明ありましたように、出来るだけ民間の賞与等の額といえますか、そういうのも調べる方法があるかと思ひますんで、検討させていただきたいと思ひます。ただ、今回の期末勤勉手当等の給与改訂につきましては、やはり提案どおり人事院勧告に従って、ご理解いただければと思ひます。これまで職員には財政改革集中期間ということで、3年間非常に我慢もしていただきました。しかしながら昨年来の世界金融を発端とした国内景気の急速な悪化によって、民間の皆さんが非常に苦しんでいることは重々承知しておりますが、これまでの職員の我慢にもご理解いただいて、今回は人事院勧告に従ったとおりの議案ということでご理解いただければというふうに思ひます。

議長（山崎元英）

多田議員、最後の質問になります。どうぞ。

17番（多田喜一郎）

ぜひ町長、能登町の実態を調べていただきたいということですよ。能登町の企業、雇用調整基金を使って、一生懸命に努力をしているわけでございますので、ぜひ人事院勧告だけではなく、能登町の実態の数字を出して、ひとつ結果を出していただきたいということで終わらせていただきます。

議長（山崎元英）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（山崎元英）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議案第76号～議案第78号

議長（山崎元英）

これより採決をいたします。

議案第76号 「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第77号 「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第78号 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までの3件を一括採決します。

お諮りします。議案第76号から議案第78号までの3件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。

よって、議案第76号、議案第77号、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

発議第5号

議長（山崎元英）

日程第7 菊田俊夫君ほか2人から提出された、発議第5号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番 菊田俊夫君。

提案理由の説明

10番（菊田俊夫）

ただ今、上程されました発議第5号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明をいたします。

この条例については人事院勧告の取り扱いを踏まえ、現下の、経済情勢を考慮し、勧告制度の趣旨が尊重されるよう対処すべく、期末手当を6月支給分、12月支給分合わせて、0.20ヶ月分減額するものであります。

また、当町の財政事情を考慮し、平成21年12月に支給する期末手当に関する特別措置として、更に議会においては0.10ヶ月分減額を上乗せして、21年度においては0.30ヶ月分の減額とし、議員一人当たり78,834円の減額とする改正案であります。

つきましては議員各位におかれまして、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

質 疑

議長（山崎元英）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

私はこの件につきましても、提出者の菊田議員さんにお尋ねをしたいと思っております。0.10ヶ月分を議会が上積みということで、非常に努力をされたなと思っておりますが、先ほど私が言ったように、能登町民の目線に立った議論があったのかどうなのかなということ。例えば地域の企業のボーナスはどうだったのかなとかいうような議論があったのかひとつ、これについて聞かせていただきたいと思います。

議長（山崎元英）

10番 菊田俊夫君。

10番（菊田俊夫）

多田議員の質問にお答えしたいと思います。先ほど言われました給与の問題、各町の給与の件は一切聞いておりません。そして、できましたら今回は議会運営委員会のほうで求められて、そして人事院勧告の取り扱いを踏まえて行われたことですので、また次回、このような問題が出てきましたら受けたいと思いますのでよろしくご理解の程お願いをいたします。以上です。

議長（山崎元英）

17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

ぜひですね、次回でもその次でもいいわけなんですが、ぜひ、町民の目線に立った町民が納得するような私達のボーナス体系、給料体系を見直していただければよろしいかと思いますのでお願いいたします。これで終わります。

議長（山崎元英）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（山崎元英）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

8番（志幸松栄）

はい。8番 志幸。

議長（山崎元英）

8番 志幸松栄君。

8 番（志幸松栄）

はい。委員長の反対討論を。多田君はおそらく私に乗ってくれる。

多田議員の方向と同じような考えでございますけれど、実際に私達この前もいろいろと議員提案しました。同じ案件だと私は議員として思っております。実際にやっぱり私達が、これ有線に放送しとると思います。実際にやらなきゃ私達が文句言ったって何にもならん。私はこれについて反対。

なぜ反対かという、全協に諮ったとおり多田君が言ったとおり、私は財政事情をみて、このボーナスについては全額、並びに半額という形の中でやっていきたいと思えます。この討論について反対の人、全協で皆さんで再度やったらいいんじゃないかなと私は思いますので反対討論を述べていったわけでございます。以上でございます。

議長（山崎元英）

賛成討論はありませんか。20番 大谷内義一君。

20 番（大谷内義一）

ただ今私達の期末手当について総務委員長の菊田さんから提案がありまして、それに対して反対討論があったわけですが、私はこの提案に賛成をいたしたいと思えます。

それはどういう理由かと申しますと、正直言って私達は議会運営委員会で、今ほど二人の議員からお話があったようなことも重々議論をいたしました。そういう中から今回は0.15ヶ月分の削減にしようということで、県議会では0.10ヶ月分、他の町村では0.05ヶ月分くらいだというように聞いておりますが、能登町のことを考えた上で、私達は今回、0.15ヶ月分ということを決めさせていただいたわけです。

若干、少ない多いはありますが、私達はそれなりの心を込めてそれだけのことを考えたということでございますので、私は賛成をさせていただきます。ご理解のほどよろしく願います。

議長（山崎元英）

ほかに討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（山崎元英）

これより、採決を行います。この表決は、起立によって行います。

発議第5号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長挨拶

町長（持木一茂）

それでは平成21年第4回能登町議会臨時会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、提出案件を原案どおり可決いただきまして誠にありがとうございます。

国からの公共投資臨時交付金や、経済危機対策臨時交付金の実施に伴い、公共投資は増してはいるものの、雇用、所得など当面厳しい環境が続くものと見られ、昨今の経済状況を鑑みて、気を緩めることなく執行にあたりたく、議員各位のご支援並びに町民各位の、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（山崎元英）

これをもちまして、平成21年第4回能登町議会臨時会を閉会いたします。

皆さんどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 3 5 分

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

能登町議会議長 山 崎 元 英

署 名 議 員 奥 成 壮三郎

署 名 議 員 向 峠 茂 人